

新型コロナウイルス感染症対策 (第2回) 中小企業者応援給付金

申請のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している市内中小企業者（法人または個人事業者）の皆様を対象に、事業の継続を下支えするための給付金を支給します。

支給額

1事業者（法人または個人事業者）あたり
一律で
10万円

申請受付期間：令和3年2月8日(月)～3月31日(水)

支給の対象となる主な要件

※詳しくは見開き内側をご覧ください

熱海市内に店舗、事業所等を有し、
今後も事業を継続する意思のある中小企業者（法人または個人事業者）で、

- ①令和2年12月または令和3年1月の売上高が前年同月比で50%以上減少していること
- ②令和2年10月以前から申請日まで継続して同一事業を営み、事業収入（売上）を得ていること
- ③市税等（徴収猶予に係るものを除く）を完納していること

支給要件・必要書類・申請方法等の詳細は見開き内側をご覧ください

熱海市

1 支給対象者

熱海市内に店舗、事業所等を有する中小企業者（法人または個人事業者）

※「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に定める会社または個人のこと、その定義は表1のとおりです。
また、表1の「常時使用する従業員」とは、解雇の予告を必要とする従業員のこと、会社役員、個人事業主、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者は該当しません。

表1 中小企業者の定義

業種分類	範囲（資本金〔出資金〕または従業員数の基準のいずれかを満たすこと）
製造業、建設業、運輸業、 表中にないその他の業種	・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社 ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	・資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社 ・常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	・資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社 ・常時使用する従業員の数100人以下の会社及び個人
小売業	・資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社 ・常時使用する従業員の数50人以下の会社及び個人

※中小企業基本法における「会社」に該当しないと解される法人は表2のとおりです（中小企業庁ホームページより）。
表2に記載の法人は**資本金（出資金）または従業員数の基準のいずれかを満たしていても支給対象外となります。**

表2 支給対象外の法人

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（※会社法の会社または有限会社を除く）、組合（※農業協同組合・生活協同組合・中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合（※LLP）

2 支給の要件

下記①から⑤までの要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 熱海市内において、令和2年10月以前から申請日まで継続して同一の事業を営んでいること
- ② 事業により事業収入（売上げ）を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- ③ 令和2年12月または令和3年1月の売上高が、前年の同じ月と比較して50%以上減少していること
- ④ 納期が到来した市税等（徴収猶予に係るものを除く）に滞納がないこと
- ⑤ 熱海市暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団員等または暴力団員等と関係を有する中小企業者ではないこと

3 売上げ減少率の算出方法

A：令和2年12月または令和3年1月の売上高

B：前年同月の売上高

$$(B - A) \div B \times 100 = \text{売上減少率（小数点以下切り捨て、％）} \quad ※ 50\% \text{以上であること}$$

※令和元年11月から令和2年10月までの間に事業を開始した場合【創業者特例】

C：令和2年12月または令和3年1月の売上高

D：事業を開始した日の属する月の翌月から令和2年11月までの任意の1月の売上高

$$(D - C) \div D \times 100 = \text{売上減少率（小数点以下切り捨て、％）} \quad ※ 50\% \text{以上であること}$$

4 申請から交付までの流れ

①：申請書を入力

熱海市役所ホームページ
<https://www.city.atami.lg.jp>
でダウンロードできます。
また、下記にも用意しています。
・市役所産業振興室、
泉支所、南熱海支所
・熱海商工会議所

②：申請書の作成

必要書類は、
「5 申請時の必要書類」
をご確認ください。
書類の不備がないよう
お願いします。

③：申請書の提出

〔受付期間〕
令和3年
2月8日(月)～3月31日(水)【必着】
※原則「郵送」のみの受付とします
〔送付先〕
〒413-8550
熱海市中央町1番1号
熱海市役所
観光経済課 産業振興室
第2 回応援給付金担当 あて
※送料は申請者負担でお願いします。

④：給付金の交付

書類不備がなければ、
申請書受理後、
おおむね20日間程度で
ご指定の口座に
振込みます。
※市役所より振込日の
通知等はいりません。
通帳を記帳するなど
してご確認ください。

5 申請時の必要書類

すべての方に必要な書類

書類の不備がないよう十分ご確認願います。申請書提出時の☑チェックシートとしてご利用ください。

*印の書式は熱海市ホームページからダウンロードできます

- ① 交付申請書（様式第1号）*
- ② 請求書（様式第2号）*
- ③ 誓約書兼同意書 *
- ④ 売上の減少を比較するそれぞれの月（「令和2年12月と令和元年12月」または「令和3年1月と令和2年1月」）の売上が確認できる書類のコピー
例）売上台帳、売上帳簿 など
※該当箇所をマーカーするなどして、売上が容易にわかるようにしてください。
- ⑤ 事業収入のあることが確認できる書類のコピー
【法人の場合】直近の決算年度の法人税申告書で、
「別表一〔1枚〕」及び「法人事業概況説明書（表裏を1枚ずつ〔計2枚〕）」
【個人事業者の場合】直近で申告済の所得税確定申告書〔令和元年分または令和2年分のいずれか〕で、
「確定申告書B 第一表の控え〔1枚〕」
【個人事業者で確定申告の義務のない場合】
直近で申告済の「市町村民税・特別区民税・都道府県税の申告書〔1枚〕」
- ⑥ 熱海市内に店舗・事業所等を有することが確認できる書類のコピー
例）所得税確定申告書で事業所所在地が記入されているもの（青色申告決算書、〔白色申告〕収支内訳書）、営業許可書、個人事業の開業届、直近の公共料金の領収書 など
※申請者が熱海市内に有している店舗、事業所等の所在地、事業所名（屋号）が明記されているものが
必要です。
- ⑦ 給付金振込先の口座がわかるもの のコピー
例）通帳を開いた1ページ・2ページ目、キャッシュカード など
※金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義・名義人のフリガナのわかる部分をコピーしてください。

法人の所在地や個人事業者の居住地が市外などで、熱海市からの課税がない方に必要な書類

①から⑦の書類のほかに、

- ⑧ 市税等の完納証明書（市税等に滞納がないことの証明書）
※法人の所在地、または個人事業者の居住地の市区町村税等で、申請者に賦課されているすべての税目の
ものが必要です。所在地や居住地の市区町村役場で取得してください。
※自治体によって証明書の呼称が違います（「完納証明書」、「税に滞納が無いことの証明書」、
「未納なし証明」など）。所在地や居住地の市区町村役場の窓口で「給付金の申請に必要な税に滞納がな
いことの証明書（すべての税目）を取得したい」旨をお伝えください。
※法人の所在地や個人事業主の居住地が熱海市内にあるなど、熱海市に納税のある方は、申請時に同意を
いただいたうえで、熱海市が納税状況等を確認しますので、⑧は提出不要です。

**上記①から⑧のほかに、申請内容の審査に必要な書類の提出を
追加でお願いする場合がありますのでご承知ください。**